

即時抗告理由書

事件名: 広島地方裁判所三次支部令和4年(モ)第108号, 令和5年(モ)第101号
原審: 広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件
(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309
抗告人(原告) 高野 邦夫

基本事件の相手方

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
相手方(被告) 国 代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

令和5年3月23日作成

広島高等裁判所御中

付 属 書 類=なし

記

第一. 即時抗告に至った事情

1. 令和5年3月20日、広島地方裁判所三次支部の加藤弾裁判官は、抗告人が提出した二件の文書提出命令申立書を、単に「必要がありません」と口頭で却下して早々に弁論を終結した。
2. この二件の却下決定は全部不服であったから、民事訴訟法第223条7項の規定により、令和5年3月22日付で即時抗告した。
3. 原決定を破棄し、更に「二件の文書提出命令申立書の却下を取り消す」との裁判を求めた。

★民事訴訟法第223条(文書提出命令等)

裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

・第332条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

第二. 即時抗告の理由

1. 加藤弾裁判官は、抗告人が提出した「二件の文書提出命令申立書」を認めれば、①被告=国の指定代理人等が裁判所に提出した準備書面等の多くが「有印虚偽公文書(刑156)」となる虞がある事、②広島県訴訟代理人福永孝弁護士が庄原簡易裁判所に提出した「送致番号簿(甲第5号証)」が「偽造公文書」となる虞がある事の重大性に恐れをなし、恣意的却下行ったものと思料される。

★刑法

*第155条(公文書偽造等)

行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

*第156条(虚偽公文書作成等)

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

2.被告=国は、第3回口頭弁論期日で、第4回口頭弁論期日迄に「何か?提出します」と述べた。然るに国は「何も提出しなかった」。こうした事情下、加藤弾裁判官は、いきなり弁論を終結してしまった。これらが弁論主義に違背する事に疑いの余地はない。

3.以上述べたところからすれば、加藤弾裁判官には「真実=訟務官等の犯罪行為を闇に葬り去る」という故意が存在したものと断ぜざるを得ない。

★刑法第103条(犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は**隠避**させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

★改正刑法草案第12条(不作為による作為犯)

罪となるべき事実の発生を防止する責任を負う者が、その発生を防止することができたにもかかわらず、ことさらにこれを防止しないことによってその事実を発生させたときは、作為によって罪となるべき事実を生ぜしめた者と同じである。

第三. 憲法違反

1.憲法第21条は、表現の自由の前提として「知る権利」を保障していると一般に解されている。

2.犯罪被害者等通知制度実施要領(法務省令=甲第23号証)は、所謂**執行命令**で、検察官を拘束するものと解され、国=検察には、被害者に対する(1)**事件の処理結果**、(3)**刑事裁判の結果**等の通知義務が存在した筈である。加藤弾裁判官は、これらの事実を知りながら、二件の文書提出命令申立書を却下した。この点は「抗告人の知る権利(憲21)」を侵害したものだと言う他ない(改刑12)。

☆憲法第21条[集会・結社・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密]

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第四. 結語

1.決定といえども裁判である。したがって単に「必要はありません」では理由とは言えない。

2.理由とは【物事の成り立っているすじみち。その結果が生じたわけ。←広辞苑第五版より引用】

いくら形骸化の甚だしい民事裁判とはいえ、中身が空っぽでは、国民を欺き騙す代物というべきでしょう。原決定を破棄取消し、中身の入った裁判を求めるところです。

以上抗告人 高野 邦 夫